

市役所第一庁舎 基本構想（案）に対する見解

会 派

市民ネット

総論

（見解）

1. 耐震強度が不足する第一庁舎は、「あり方懇話会」の提言を尊重し早急に建て替えるべきと考える。3000人/日とされる来庁市民の安全性及び市職員の安全性を確保する点から、さらに災害時の安全拠点施設とする点から、建て替えで対応することを良とする。
2. 予定される50.3億円の事業費は合併特例債を活用するとはいえ、市費＝税金を投入する大きなプロジェクトである。基礎免振工法による耐震補強策と比較し、事業費において54.3億円よりもコストが少ないこと、基礎免振によっても30年後には建て替えが必要となるとの分析を踏まえ、100年スパンで考え、合併特例債を活用し財政的負担を軽減できる今日的な条件を活かす観点から、基本構想案に基本的に賛成する。
3. ただし、前提条件として、①基礎免振工法による耐震補強工事とのコスト比較において建て替えが有利であること、②既存の第2庁舎と連動しうる建物構造が保持され、施設がすべての市民に安全で使いやすいものとなること、③エネルギー効率を高め環境に資する施設であること、④ワンストップサービスの実施をはじめ、市民サービスの向上に資するものであること、また⑤市職員の労働安全衛生に十分配慮することなどが必要である。
4. 特に①については、「居ながら工事」が可能であるとの意見や、延命・リニューアル工事の規模や必要度への疑問の指摘があり、総じて積算根拠があいまいな点が懸念される。この点の解明を求めるものである。
5. 市民会館と連動する問題として、市民の意見の集約にあたり、全戸配布された「基本構想案概要版」において、耐震改修との比較が明示されていないことは、今後課題を残す情報開示と言わざるを得ない。市民が何に疑問を持っているのかに的確にこたえる内容とはなっていない。政策決定過程の情報公開についての検証が必要である。至急に善後策を求めるものである。

各論	
第 1 章 第一庁舎の現状	
1 沿革	基本構想（案） p. 1
<p>（見解） 異論はない。</p>	
2 課題	基本構想（案） p. 1
<p>（見解） 異論はない。あり方懇話会の皆さんが、実際に庁舎内を歩き現状をつぶさに確認されたことは大変よかったと思う。</p>	
第 2 章 これまでの検討経過	
1 耐震診断と庁内検討	基本構想（案） p. 7
<p>（見解） 異論はないが、市民グループの「庁内で建て替え方針を固めた経過」の情報公開の求めに対し、ほとんどが「黒塗り」の資料公開で「限定的」としたことは極めて遺憾である。「誤解や混乱を防ぐため」と市側は強調しているようであるが、こうした姿勢が行政不信を増幅させていることを深く自覚すべきである。善処を求める。</p>	
2 市役所第一庁舎及び長野市民会館の在り方懇話会	基本構想（案） p. 7
<p>（見解） 異論はないが、あり方懇では、財源問題で合併特例債の活用について情報提供が全く行われていなかった。事業費の増大を懸念する意見が相次いでいたことを考えると、行政側の検討プロセスが不透明と言わざるを得ない。明らかにされたし。</p>	
3 基本的方針	基本構想（案） p. 8
<p>（見解） 前記と重複するが、合併特例債の活用を発見した経緯を明らかにし、使えることがわかったので「H26年4月供用開始で建て替え」とする基本方針になったことを正直にしてはどうか。事実確認を求める。</p>	
4 市民意見	基本構想（案） p. 8
<p>（見解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見の集約の手法はなかなか悩ましい課題である。 ・H21年4月段階の広報は、事業費等が明らかにされず、「基本的方針」とはいえ、この段階から財源等について明らかにされてしかかるべきであった。 ・提出された市民意見の分析・説明は丁寧に行われていると評価するが、自由表明である賛否の数及び意見数をもって「良」とするには数が足りないのではないか。 ・こうした市民意見の集約を市民に還元する手法について、抜本的な改善策が必要である。本庁・支所での閲覧、ホームページでの公開には限界がある。例えば、住民自治協議会、区長会の協力を得て地域の「回覧」に付するような取り組みも行えるはずである。善処を求める。 ・建設当該地区の第三地区だけでなく、全市的に地区ごとの説明会を開き、市民合意の形成に努めることが必要である。出前講座を用意しているとの受け身ではなく、能動的な働きかけを行政はすべきである。 ・市長は「能動的な公聴制度、例えばモニター制度の検討」に12月議会で言及したが、この具体化を求める。 	

第3章 耐震対策

1 耐震対策の手法比較

基本構想（案）p. 9

（見解）

- ・情報提供が、内容的にも、時期的にも問題があり不十分であることを自覚すべき。
- ・2月全戸市民配布の「概要版」に「耐震対策の手法比較」及び次章の「費用対効果の検証」が盛り込まれるべきである。「耐震改修でいいのでは」との市民の疑問に誠実にこたえる姿勢に問題アリ。

2 費用対効果の検証

基本構想（案）p. 12

（見解）

- ・ここがポイントである。情報提供が、内容的にも、時期的にも問題があり不十分であることを自覚すべき。
- ・2月全戸市民配布の「概要版」に「耐震対策の手法比較」及び「費用対効果の検証」が盛り込まれるべきである。「耐震改修でいいのでは」との市民の疑問に誠実にこたえる姿勢に問題アリ。
- ・耐震改修では「居ながら工事が可能」とされている。移転費用を見込み54.3億円とされる積算根拠は確かなものなのか。ここが納得できないと100年コストを含め、建て替えの優位性が大きく揺らぐこととなる。疑義が生じさせない十分な解明と説明を求める。

3 建設場所の検討

基本構想（案）p. 14

（見解）

- ・第2庁舎との連結・連鎖、一体性を考えると、現実的にここしかないと考えられる。
- ・第一庁舎跡地の利活用については、市民会館の建設地と連動して考えざるを得ない立場に立っている。駐車場・緑地を柱とする整備方針には賛成だが、規模については留保する。
- ・市役所周辺の駐車場整備にあたり、一部有料化が検討されているが、サービス格差や混雑を生じさせない方策を十分に検討すべきである。

第4章 新庁舎の在り方

1 基本理念

基本構想（案）p. 16

（見解）

とくに異論はない。

2 建設コンセプト

基本構想（案）p. 16

（見解）

- ・環境や安全を掲げることに異論はないが、「次世代モデル庁舎」というコンセプトは分かりづらい。市民サービスの向上により資する施設に生まれ変わる概念を分かりやすく打ち出す必要があるのではないか。
- ・自然素材や県産材の利用について盛り込まれているものの、積極的な位置付けとなることを強く求める。

第5章 新庁舎の規模	
1 新庁舎の規模	基本構想（案） p. 18
<p>（見解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余裕を持って設計しながら結果として手狭となっている第二庁舎の現状を教訓とすべき。 ・ 上限までというわけではないが、議会のスペースも含め余裕を持った面積とすべき。 	
2 庁舎規模算定の主な判断要素	基本構想（案） p. 18
<p>（見解）</p> <p>異論はない。</p>	
3 部署の配置の考え方	基本構想（案） p. 20
<p>（見解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民にとって分かりやすい、使いやすい、総合窓口・ワンストップサービスの開設を第一に部署配置を検討すること。 ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインを徹底すること。 	
4 庁舎配置及び駐車場計画	基本構想（案） p. 21
<p>（見解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館の建設地の問題があるため、この点は留保する。公共交通の利便性や駐輪場の確保などに十分配慮すること。いずれにせよ、抜本的な対策が必要である。 ・ 駐車場の有料化は、費用対効果、市民サービスの両面から導入すべきでない。ただし夜間の有料化は要検討としたい。 	
第6章 事業費及び財源	
1 事業費	基本構想（案） p. 24
<p>（見解）</p> <p>特に異論はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費単価に含まれない解体費や周辺整備事業費の見込み等についても明らかに。関連事業費を含めて総事業費を示してもらいたい。 	
2 財源の確保	基本構想（案） p. 24
<p>（見解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例債の有効利用については異論はないが、なるべくその金額を減らす意味でもその他の補助金の活用而努力すること。 ・ 庁舎整備基金の積み立ては11億円で完了なのか。不要不急の資金をさらに積み立てることを検討すべきではないか。 ・ 関連で、合併特例債の活用に関し、「地域振興基金」への積み立ての見通しの有無について明らかにされたい。 	

第7章 今後の取り組み

1 今後のスケジュール

基本構想（案）p. 27

（見解）

- ・基本構想案をまとめた段階で、全市的な説明会・意見集約の場を設け、市民の合意形成に努めるとともに、それらの意見を基本計画案策定に活かすこと。
- ・設計にあたっては市民意見、議会の意見を十分に反映できる場をつくること。
- ・市民会館との併設あるいは合築についても想定したスキームも考慮すること。
- ・市民意見と分析・説明について、住民自治協議会、区長会の協力を得て地域の「回覧」に付するような取り組みを行うこと。
- ・建設当該地区の第三地区だけでなく、全市的に地区ごとの説明会を開き、市民合意の形成に努める必要がある。出前講座を用意しているとの受け身ではなく、能動的な働きかけを行政はすべきである。
- ・市長は「能動的な公聴制度、例えばモニター制度の検討」に12月議会で言及したが、この具体化を求める。

2 長野市民会館との関連について

基本構想（案）p. 27

（見解）

- ・市民会館の建設地について、現在地を第一候補とする意見をもつものであり、現在地での建設スキームを早期に明らかにすること。

3 庁内の検討組織

基本構想（案）p. 27

（見解）

- ・部課長に限らず職員の見解も反映させる場を設けること。